

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

2024 年度診療報酬改定に伴い、当訪問看護ステーションではオンライン資格確認を行う体制を有しており、初回訪問時に利用者の診療情報や薬剤情報を取得、活用し訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供することを目指しています。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(新) 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

川崎医療生活協同組合 訪問看護ステーション
2024 年 10 月 1 日